

平成 6 年度税制改正の要綱

〔平成 6 年 2 月 18 日〕
閣 議 決 定

当面の経済状況等を踏まえた政策的要請に応えるため、所得税減税、相続税減税等を実施するとともに、土地税制等について適切な対応を図る一方、公益法人等に対する課税の適正化、租税特別措置の整理合理化その他所要の措置を講ずることとし、次のとおり税制改正を行うものとする。

なお、税制改革については、引き続き検討を進め、年内にその実現を図るものとする。

一 平成 6 年分所得税の特別減税の実施

1 年限りの措置として、平成 6 年分の所得税について、定率による特別減税を、次により実施する。

1 特別減税は、その者の所得税額から特別減税の額を控除する。

2 特別減税の額は、平成 6 年分の所得税額の 20%相当額とする。

ただし、20%相当額が 200 万円を超える場合は 200 万円を限度とする。

3 特別減税の実施方法は、次による。

(1) 給与所得者に係る特別減税

平成 6 年 1 月から 6 月までの間に支払われた給与等について、当該給与等に係る源泉徴収税額の 20%相当額を原則として同年 6 月に還付する。

ただし、当該源泉徴収税額の 20%相当額が 100 万円を超える場合は 100 万円を限度とする。

平成 6 年分の年末調整の際に、年税額の 20%相当額から上記の還付金額を控除した残額を控除する。

(2) 公的年金等について、給与等の場合と同様の取扱いとする。

(3) 事業所得者等に係る特別減税

平成 6 年分の所得税に係る確定申告書を提出する事業所得者等は、その提出の際に、所得税額から特別減税の額を控除する。

平成 6 年分の所得税に係る予定納税基準額の計算は、特別減税を加味して行うものとする。

1 相続税の税率の適用区分の拡大等

相続税の税率を次のように改める。

税率	現 行	改 正 案
10%	700 万円以下の金額	800 万円以下の金額
15%	1,400 万円 "	1,600 万円 "
20%	2,500 万円 "	3,000 万円 "
25%	4,000 万円 "	5,000 万円 "
30%	6,500 万円 "	1 億円 "
35%	1 億円 "	
40%	1 億 5,000 万円 "	2 億円 "
45%	2 億円 "	
50%	2 億 7,000 万円 "	4 億円 "
55%	3 億 5,000 万円 "	
60%	4 億 5,000 万円 "	20 億円 "
65%	10 億円 "	
70%	10 億円を超える金額	20 億円を超える金額

2 相続税の課税最低限の引上げ

相続税の遺産に係る定額控除及び法定相続人比例控除を次のとおり引き上げる。

	現 行	改 正 案
定額控除	4,800 万円	5,000 万円
法定相続人 比例控除	950 万円に法定相続 人数を乗じた金額	1,000 万円に法定相続 人数を乗じた金額

3 配偶者の相続税負担の軽減措置の拡充等

配偶者の負担軽減措置の最低保障額を次のとおり引き上げる。

現 行	改 正 案
8000 万円	1 億 6,000 万円

なお、軽減措置の対象となる財産には、仮装又は隠ぺいされていた財産を含めないこととする。

4 小規模宅地等についての相続税の課税の特例の拡充等

小規模宅地等(200m²)についての相続税の課税の特例の減額割合(現行 事業用宅地等 70% ,居住用宅地等 60%)を次のように改める。

(1) 居住用宅地等

被相続人と同居していた親族が引き続き居住している場合	80%
以外の場合	50%

(2) 事業用宅地等(不動産貸付の用に供されていた宅地等を除く)

被相続人が営んでいた事業を引き続き営んでいる場合	80%
以外の場合	50%

(3) 不動産貸付の用に供されていた宅地等

(4) 国の事業の用に供されていた宅地等

引き続き国の事業の用に供される見込みである場合	80%
以外の場合	50%

なお、80%減額の要件を満たす居住用宅地等については、一棟の家屋の一部でも被相続人の居住の用に供していれば、その家屋の敷地全体を居住用宅地等とする。

(注)上記1から4までの改正は、原則として、平成6年1月1日以後の相続から適用する。

5 相続税の延納税額についての物納の特例の創設

延納相続税額の納付方法について、次により、相続により取得した土地での物納を納める特例措置を講ずる。

(1) 特例適用対象者

昭和64年1月1日から平成3年12月31日までの間に開始した相続により土地を取得した延納適用者のうち、延納相続税額を金銭で納付することが困難となっている者

(2) 特例の対象とする財産

その者がその相続により取得した土地

(3) 特例の対象とする税額

分納期限未到来の延納相続税額

(4) 収納価額 相続税の課税価格の計算の基礎となったその土地の価額

(5) 申請期間

平成6年4月1日から平成6年9月30日までの6か月間とし、この間、納税者について一回に限り申請ができることとする。

三 法人特別税，普通乗用自動車に係る消費税の税率の特例

法人特別税及び普通乗用自動車に係る消費税の税率の特例措置を期限の到来とともに廃止する。

四 土地・住宅税制

1 土地税制の改正

(1) 優良住宅地の造成等のために土地等を譲渡した場合の長期譲渡所得の課税の特例について、次の措置を講ずる。

適用対象に、次に掲げる土地等の譲渡を加える。

- イ 優良な建築物の建設をする事業(施行地区面積が500m²以上であること等一定の要件を満たすものに限る。)を行う者に対する市街化区域内又は未線引都市計画区域内で用途地域が定められている地域内の土地等の譲渡で、当該譲渡に係る土地等が当該事業の用に供されるもの
- ロ 一団の宅地の造成(一団の宅地の面積が1,000m²以上であること等一定の要件を満たすものに限る。)を行う個人又は法人に対する都市計画区域内の土地等の譲渡で、当該譲渡に係る土地等が当該一団の宅地の用に供されるもの

ハ 民間都市開発事業の用に供される土地の先行取得の業務を行う民間都市開発推進機構に対する当該業務に係る土地の譲渡

三大都市圏の特定市町村の市街化区域内で行われる開発許可を要しない優良住宅地造成事業の面積要件を500 m²以上(現行1,000m²以上)に引き下げる。

確定優良住宅地等予定地のための譲渡について、次の措置を講ずる。

- イ 一団の住宅又は中高層の耐火共同住宅の建設に関する事業について予定期間の2年延長が認められる住宅戸数等の要件を50以上(現行100以上)に引き下げる。
- ロ 適用対象となる土地等の譲渡の範囲に、一定の期間内に上記ロに掲げる土地等の譲渡に該当することとなることが確実であると認められることにつき証明がされた土地等の譲渡を加える。

(注)上記イ及びロ、並びにロの改正は平成6年1月1日以後に行う土地等の譲渡について、上記イの改正は平成6年4月1日以後に行う土地等の譲渡について適用する。

(2) 法人の一般の土地譲渡益追加課税制度について、次の措置を講ずる。

適用除外の範囲に、上記(1)のイからハまでに掲げる土地等の譲渡を加える。

適用除外とされる三大都市圏の特定市町村の市街化区域内で行われる開発許可を要しない優良住宅地造成事業及び確定優良住宅地等予定地のための譲渡について、上記(1)のイ及びロと同様の措置を講ずる。

適用除外とされる棚卸資産の譲渡の範囲に、農住組合の土地区画整理事業に係る保留地の譲渡を加える。

(3) 特定の事業用資産の買換え等の場合の課税の特例について、平成6年1月1日から平成7年3月31日までの間の時限措置として、次の措置を講ずる。

適用対象に次の買換え等を追加し、課税繰延割合を80%とする。

- イ 譲渡資産 土地等、建物又は構築物で、昭和56年12月31日以前に取得されたもの
- ロ 買換資産 既成市街地等以外の地域内にある建物、構築物又は機械装置

既成市街地等の内から外への買換え等のうち、近郊整備地帯等への買換え等に係る課税繰延割合を80%(現行60%)に引き上げる。

(4) 地価税の特例

医療又は福祉に従事する者の養成施設の用に供されている土地等についての非課税措置の対象となる土地等

の範囲に、救急救命士養成施設の用に供されている土地等を追加する。

特定の都市計画駐車場の用に供されている土地等について、非課税措置を講ずる。

優良な住宅地の造成事業等に係る分譲予定地等についての課税価格に算入すべき土地等の価額を5分の1に軽減する特例措置について、開発許可を受けて行われる一団の宅地造成事業のうち三大都市圏の特定の市街化区域内において行われるものに係る事業規模の要件を500m²以上（現行1000m²以上）に引き下げる。

障害者を雇用する事業所の用に供されている土地等についての課税価格に算入すべき土地等の価額を2分の1に軽減する特例措置について、障害者雇用要件の判定の基礎となる障害者の数に、重度障害者である短時間労働者を含める。

特別避難階段の設置が義務付けられている特定の建築物の用に供されている土地等のうち、当該特別避難階段の附室又はバルコニーの用に供されている部分について、課税価格に算入すべき土地等の価額を2分の1に軽減する措置を講ずる。

工場立地法の環境施設の用に供されている土地等のうち、環境施設の基準面積を超える部分について、課税価格に算入すべき土地等の価額を3分の2に軽減する措置を講ずる。

総合設計制度に基づく公開空地等のうち一定のものに係る土地等について、課税価格に算入すべき土地等の価額を3分の2に軽減する措置を講ずる。

（注）上記 から までの改正は、平成6年の課税時期に係る地価税から適用する。

（5）その他

特定土地区画整理事業等のために土地等を譲渡した場合の2,000万円特別控除の適用対象に、防災のための集団移転促進事業に係る国の財政上の特別措置等に関する法律に基づく集団移転促進事業計画に定められた移転促進区域内の土地等が同計画に基づき地方公共団体に買い取られる場合を加える。

特定住宅地造成事業等のために土地等を譲渡した場合の1,500万円特別控除の適用対象に、次に掲げる場合を加える。

イ 産業廃棄物の処理に係る特定施設の整備の促進に関する法律による整備計画の認定を受けて行われる特定施設の整備事業の用に供するために、土地等が特定の第三セクター等により買取られる場合

ロ 次に掲げる特定の民間宅地造成事業等の用に供するために、土地等が、平成6年1月1日から平成7年12月31日までの間に、国土利用計画法による届出をし、かつ、勧告を受けずに買取られる場合（優良住宅地造成等のために土地等を譲渡した場合の長期譲渡所得の課税の特例の適用を受ける譲渡、同一の事業用地として2年以上に分けて買取られる場合における2年目以降の譲渡等に該当するものを除く。）

（イ）開発許可を受けて行われる一団の宅地造成事業で、その造成に係る一団の土地の面積が5ha以上であること等一定の要件を満たすもの

（ロ）土地区画整理事業として行われる一団の宅地造成事業で、その造成に係る一団の土地の面積が5ha以上であること等一定の要件を満たすもの

（ハ）都市計画区域内で行われる一団の住宅建設事業で、その建設される住宅の戸数が50戸以上であること等一定の要件を満たすもの

新規取得土地等に係る負債利子の課税の特例制度の適用除外の範囲に、国鉄清算事業団の土地を一般競争入札で取得した場合を加える。

民間都市開発推進機構が先行取得する民間都市開発事業の用に供される土地の所有権の移転登記に対する登録免許税を5年間免税とする措置を講ずる。

（注）上記 及び イの改正は、平成6年4月1日以降に行う土地等の譲渡について適用する。

2 住宅税制の改正

（1）特定の居住用財産の買換え等の場合の特例について、適用対象となる譲渡資産の価額要件を2億円以下（現行1億円以下）に引き上げる。

（注）上記の改正は、平成6年1月1日以後に行う居住用財産の譲渡について適用する。

（2）住宅取得促進税制について、適用対象者の所得要件を3,000万円以下（現行2,000万円以下）に引き上げる。

- (注)上記の改正は、平成6年1月1日以後に住宅を自己の居住の用に供する場合について適用する。
- (3) 給与所得者等が住宅資金の貸付け等を受けた場合の課税の特例の適用期限を2年延長する。
- (4) 住宅取得資金の贈与を受けた場合の贈与税額の計算の特例について、次の措置を講じた上、その適用期限を2年延長する。
- 特例計算限度額を1,000万円(現行500万円)に引き上げる。
 - 適用対象となる住宅の床面積要件の上限を240m²以下(現行200m²以下)に引き上げる。
 - 既存住宅のうち耐火建築物以外の建築物の築後経過年数要件を15年以内(現行10年以内)に緩和する。
 - 適用対象者の所得要件を1,200万円以下(現行1,000万円以下)に引き上げる。
- (注)上記 から までの改正は、平成6年1月1日以後の贈与から適用する。

五 租税特別措置

1 租税特別措置の新設・拡充等

当面の政策的要請に応えるため、次のとおり租税特別措置の新設・拡充等を行う。

(1) 特別措置の新設・拡充

平成6年4月1日から平成8年3月31日までの間に、有限会社から支払を受けるべき利益の配当を、一定の要件の下に、当該有限会社の資本の増加に係る出資の払込に充てた場合には、当該出資の払込に充てた利益の配当の額のうち有限会社法第9条に規定する最低資本金の額に達するまでの部分に相当する金額に係る配当所得については、所得税を課さないこととする。

利益をもってする株式の消却が行われたことによりその消却した株式に対応する資本の金額のうち消却されなかった株式に対応する部分の金額(みなし配当等の金額)については、所得税の源泉徴収を適用しないこととする

(注)上記の改正は、平成6年4月1日以後に利益をもってする株式の消却が行われた場合について適用する。

勤労者財産形成住宅(年金)貯蓄非課税制度について、転職者等の非課税継続適用期間を1年(現行6月)に延長する。

(注)上記の改正は、平成6年4月1日以後に離職等をした場合について適用する。

相続財産に係る譲渡所得の課税の特例の適用期間を、相続税の申告書の提出期限から3年以内(現行2年以内)に延長する。

(注)上記の改正は、平成6年1月1日以後に相続等により取得した相続財産を同日以後に譲渡する場合について適用する。

特定中小企業者の新分野進出等による経済の構造的変化への適応の円滑化に関する臨時措置法の制定に伴い、次の措置を講ずる。

イ 同法の承認新分野進出等計画を実施する特別中小企業者を中小企業等基盤強化税制の対象に追加し、機械装置について30%の特別償却又は7%の特別税額控除を認める。

ロ 同法に規定する組合等が構成員に賦課する負担金について特別償却を認め、増加試験研究費の税額控除の対象に加えるとともに、組合等が負担金により取得する試験研究用資産について圧縮記帳を認める。

ハ 同法の特別中小企業者について、欠損金の繰戻し還付の適用停止措置の適用を除外することにより、繰戻し還付を認める。

試験研究費の額が増加した場合等の特別税額控除制度について、特別試験研究費の範囲に、外国の試験研究機関等との一定の共同試験研究費を加える。

製品輸入額が増加した場合の製造用機械の割増償却又は特別税額控除制度について、対象事業の範囲に建設業を加える。

大阪湾臨海地域開発整備法の開発地区において整備計画に従って一定の第三セクターが取得する中核的施設について、取得価額の100分の12の特別償却を認める。

農業経営改善計画等に係る機械等の割増償却制度について、果樹・茶樹の栽培、施設園芸又は畜産に係る農

業に関し、営農の規模拡大の要件の緩和等の措置を講ずる。

高齢者、障害者等が円滑に利用できる特定建築物の建築の促進に関する法律（仮称）の制定に伴い、同法の認定建築物について、5年間100分の20の割増償却を認める。

創業中小企業投資損失準備金制度を創設する。

ガス熱量変更準備金制度を創設する。

世界都市博覧会出展準備金制度を創設する。

特定都市鉄道整備準備金制度について、累積限度額を工事費総額の2分の1（現行4分の1）に引き上げた上、その適用期限を2年延長する。

特定の基金に対する負担金等の損金算入の特例制度について、対象となる業務の範囲に農地保有の合理化を促進するための業務を加える。

特定対内投資事業者の欠損金の繰越期間の特例制度について、繰越控除期間を10年（現行7年）に延長する。

特定の外航船舶等の所有権の保存登記等に対する登録免許税の税率の軽減措置について、二重構造化タンカーの軽減税率を1,000分の2（現行1,000分の3）に引き下げた上、その適用期限を2年延長する。

約束手形に係る印紙税の税率等の特例について、対象となる約束手形の振出人の範囲に保険相互会社を加える。

（2）特別措置の適用期限の延長

高度省力化投資促進税制及び中小企業機械投資促進税制の適用期限（現行平成6年6月30日まで）を平成6年12月31日まで延長する。

次に掲げる特別措置の適用期限を3年延長する。

イ 清酒等に係る酒税の税率の特例措置

ロ 農地等についての相続税の納税猶予の特例の改正に伴う賃貸住宅用地等への転用に係る経過措置

次に掲げる特別措置の適用期限を2年延長する。

イ 特別国際金融取引勘定において経理された預金等の利子の非課税

ロ 山林を現物出資した場合の所得税の納期限の特例

ハ 特定の拠点地区における産業業務施設の特別償却

ニ 稼行炭鉱地域における工業用機械等の特別償却

ホ 特定の海外債権に係る海外投資等損失準備金

ヘ 下請中小企業振興準備金等

ト 伝統的工芸品産業振興準備金等

チ 中小企業知識融合開発準備金等

リ 金属鉱業等鉱害防止準備金

ヌ 海洋油田・ガス田廃鉱準備金

ル 証券取引責任準備金

ヲ 商品取引責任準備金

ワ 中小企業の貸倒引当金の特例

カ 欠損金の繰戻しによる還付の不適用

ヨ 農地保有合理化法人が農地等を取得した場合の所有権の移転登記に対する登録免許税の税率の軽減

タ 農業振興地域の整備に関する法律又は集落地域整備法に基づく交換分合により土地を取得した場合の所有権の移転登記に対する登録免許税の税率の軽減

レ 公的医療機関の開設者等が国立病院等に係る土地等を取得した場合の所有権の移転登記に対する登録免許税の税率の軽減

ソ 関西国際空港株式会社の登記に対する登録免許税の免税

ツ 特定の輸入石油製品等に対する石油税の免税

ネ 特定の国産石油製品に対する石油税の還付

入国者が輸入する紙巻たばこのたばこ税の税率の特例措置について、その適用期限を1年延長する。

特定農産加工業経営改善臨時措置法の延長に伴い、次に掲げる制度のうち同法に係る措置の適用期限を平成

7年3月31日まで延長する。

イ 中小企業等基盤強化税制

ロ 産業構造転換用設備等の特別償却

ハ 鉱工業技術研究組合等に対する支出金の特別償却

ニ 鉱工業技術研究組合等の所得計算の特例

ホ 特定の事業者の設備廃棄により生ずる損失に係る欠損金の繰越期間の特例

繊維工業構造改善臨時措置法の延長に伴い、次に掲げる制度のうち同法に係る措置の適用期限を平成7年3月31日まで延長する。

イ 繊維工業構造改善事業計画等を実施する特定商工組合等の構成員の機械等の割増償却

ロ 鉱工業技術研究組合等に対する支出金の特別償却

ハ 鉱工業技術研究組合等の所得計算の特例

2 租税特別措置の整理合理化

租税特別措置について、所要の経過措置を講じた上、次の措置を講ずる。

(1) 租税特別措置の廃止

次に掲げる特別措置を廃止する。

船舶の貸付けに係る国内源泉所得に対する源泉徴収の不適用

工業用水道等への転換設備の特別償却

店舗用建物等消火設備の特別償却

穀物用サイロの割増償却

中小企業構造改善等事業用共同施設の特別償却

中小企業構造改善準備金等

特定ガス導管工事償却準備金

(2) 租税特別措置の縮減合理化

税額控除等

イ エネルギー需給構造改革推進投資促進税制について、対象設備の見直し等を行った上、その適用期限を2年延長する。

ロ 中小企業新技術体化投資促進税制について、対象設備の見直しを行った上、その適用期限を2年延長する。

ハ 技術等海外取引に係る所得の特別控除制度について、収入金額に係る控除率を特許権等の譲渡等にあっては100分の7(現行100分の8)に、コンサルティング役務の提供にあっては100分の14(現行100分の16)にそれぞれ引き下げるとともに、当期の所得に係る控除限度額を所得金額の35%(現行40%)に引き下げた上、その適用期限を2年延長する。

特別償却等

イ 公害防止用設備の特別償却制度について、対象設備の範囲を縮減する。

ロ 民間事業者の能力の活用により整備される特定の施設の特別償却制度について、償却割合を100分の12(現行100分の13)に引き下げた上、その適用期限を2年延長する。

ハ 関西文化学術研究都市の文化学術研究地区における文化学術研究施設等の特別償却制度について、償却割合を機械及び装置にあっては100分の28(現行100分の30)に、研究所用建物にあっては100分の13(現行100分の15)にそれぞれ引き下げるとともに、対象施設から文化学術研究交流施設を除外する。

ニ 高度技術工業集積地域における高度技術工業用設備の特別償却制度について、対象となる取得期間を開発計画承認後12年以内(現行10年以内)に延長するとともに、償却割合を、開発計画承認後10年超12年以内の期間にあっては、機械及び装置100分の14(現行100分の15)、建物100分の7(現行100分の8)にそれぞれ引き下げるほか、対象事業の見直しを行う。

ホ 特定事業集積促進地域における特定事業用資産の特別償却制度について、対象となる取得期間を集積促進計画承認後7年以内(現行5年以内)に延長するとともに、償却割合を、集積促進計画承認後5年超7年以

内の期間にあっては、機械及び装置等 100 分の 20（現行 100 分の 24）、建物 100 分の 10（現行 100 分の 12）にそれぞれ引き下げた上、集積促進計画の承認期限を 2 年延長する。

へ 特定電気通信設備の特別償却制度のうち、電気通信基盤充実設備に係る特別償却について、対象設備に中継系光ファイバケーブルを追加する等の見直しを行った上、その適用期限を 2 年延長する。

ト 低開発地域工業開発地区、農村地域工業等導入地区又は半島振興対策実施地域における工業用機械等の特別償却制度について、次の改正を行う。

(イ) 低開発地域工業開発地区及び農村地域工業等導入地区に係る償却割合を、機械及び装置にあっては 100 分の 14（現行 100 分の 15）に、工場用建物にあっては 100 分の 7（現行 100 分の 8）にそれぞれ引き下げた上、これらの地区に係る適用期限等を 2 年延長する。

(ロ) 半島振興対策実施地域に係る償却割合を、機械及び装置にあっては 100 分の 14（現行 100 分の 16）に、工場用建物にあっては 100 分の 7（現行 100 分の 8）にそれぞれ引き下げた上、当該地域に係る適用期限を 1 年延長する。

(ハ) 対象資産の取得価額の最低限度を、低開発地域工業開発地区にあっては 2,300 万円超（現行 2,100 万円超）に、半島振興対策実施地域にあっては 2,100 万円超（現行 1,900 万円超）にそれぞれ引き上げる。

チ 中小企業者等の機械の特別償却制度について、償却割合を 100 分の 13（現行 100 分の 14）に引き下げる。

リ 医療用機器等の特別償却制度について、償却割合を、一般の医療用機器にあっては 100 分の 14（現行 100 分の 15）に、特定の共同利用医療用機器にあっては 100 分の 15（現行 100 分の 16）にそれぞれ引き下げる。

ヌ 新築貸家住宅の割増償却制度について、次の改正を行った上、その適用期限を 2 年延長する。

(イ) 一般貸家住宅に係る割増率を、耐用年数 45 年以上のものにあっては 100 分の 30（現行 100 分の 34）、耐用年数 45 年未満のものにあっては 100 分の 15（現行 100 分の 20）にそれぞれ引き下げる。

(ロ) 三大都市圏における特定の優良貸家住宅に係る特例（割増率 100 分の 70 又は 100 分の 50）について一定の場合を除き廃止する一方、特定優良賃貸住宅の供給の促進に関する法律の特定優良賃貸住宅のうち一定の要件を満たすものについて、耐用年数 45 年以上のものにあっては 100 分の 70、耐用年数 45 年未満のものにあっては 100 分の 50 の割増償却を認める。

ル 倉庫用建物の割増償却制度について、割増率を 100 分の 16（現行 100 分の 18）に引き下げる一方、特定の貯蔵そう倉庫を適用対象に追加した上、その適用期限を 2 年延長する。

ヲ 特定の登録ホテル等の減価償却資産の耐用年数の特例について、耐用年数の短縮の限度（現行 100 分の 18）を平成 6 年度に取得するものにおいて 100 分の 16、平成 7 年度に取得するものにおいて 100 分の 13、平成 8 年度に取得するものにおいて 100 分の 9 にそれぞれ引き下げる。

ワ 海外投資等損失準備金制度について、特定産業振興事業等及び特定海外経済協力事業等に係る積立率を 100 分の 18（現行 100 分の 20）に引き下げるほか、対象地域（新開発地域）の見直しを行った上、その適用期限を 2 年延長する。

(3) 登録免許税の特例

国有農地等の所有権の移転登記等に対する登録免許税の税率の軽減措置について、農地法第 61 条の規定により土地の売渡しを受けた場合の所有権の移転登記に対する軽減税率を 1,000 分の 30（現行 1,000 分の 25）に引き上げた上、その適用期限を 2 年延長する。

森林整備法人が分収育林契約に係る土地につき受ける地上権の設定登記に対する登録免許税の税率の軽減措置について、軽減税率を 1,000 分の 22（現行 1,000 分の 20）に引き上げた上、その適用期限を 2 年延長する。

時効により取得した土地の所有権の保存登記に対する登録免許税の税率の軽減措置について、軽減税率を 1,000 分の 5（現行 1,000 分の 4）に引き上げた上、その適用期限を 2 年延長する。

事業協同組合等が中小企業事業団から融資を受けて取得した土地等を組合員等に再譲渡する場合の所有権の移転登記に対する登録免許税の税率の軽減措置について、軽減税率を 1,000 分の 30（現行 1,000 分の 25）に引き上げた上、その適用期限を 2 年延長する。

（注）昭和 61 年度改正の経過措置を 2 年延長する。

事業協同組合等が環境事業団から譲り受けた土地を組合員等に再譲渡する場合の所有権の移転登記に対する登録免許税の税率の軽減措置について、軽減税率を 1,000 分の 30（現行 1,000 分の 25）に引き上げた上、その

適用期限を2年延長する。

次に掲げる勧告等によって法人の設立等が行われる場合の登記に対する税率の軽減措置について、現物出資等に係る船舶の所有権の移転登記に対する軽減税率を1,000分の23(現行1,000分の20)に引き上げた上、口からホまでに係る適用期限を2年延長する。

- イ 行政機関の法令の規定に基づく勧告又は指示
- ロ 卸売市場法の規定に基づく認定
- ハ 漁業再建整備特別措置法の規定に基づく認定
- ニ 特定農産加工業経営改善臨時措置法の規定に基づく承認
- ホ 中小企業近代化促進法の規定に基づく承認

民間事業者の能力の活用により整備される特定の係留施設に係る土地の所有権の保存登記に対する税率の軽減措置について、軽減税率を1,000分の3(現行1,000分の2)に引き上げた上、その適用期限を2年延長する。

特定の民間都市開発事業等の用に供する土地を取得した場合の所有権の移転登記に対する税率の軽減措置について、対象事業の範囲を見直すとともに、軽減税率を1,000分の9(現行1,000分の6)に引き上げた上、その適用期限を2年延長する。

六 課税の適正・公平の確保

1 公益法人等に対する課税の適正化

公益法人等の寄附金の損金算入限度額を所得の100分の27(現行100分の30)に引き下げる(学校法人等及び社会福祉法人については、従来どおり、所得の100分の50と年200万円のいずれが多い金額とする。)。

2 交際費課税の見直し

資本金5,000万円以下の法人の交際費について、現行の定額控除枠以下の部分について、全額損金算入を改め、100分の10相当額を損金不算入とする(定額控除枠を超える部分については、従来どおり全額損金不算入)。

3 使途不明金に対する課税

法人の使途不明金に対しては、通常法人税課税に加え、40%の法人税の追加課税を行う。

(注)上記の改正は、平成6年4月1日から平成8年3月31日までの間の使途不明金について適用する。

七 酒 税

1 税負担の適正化

(1) 酒税の税率を次の基準により引き上げる。

(2) 発泡性を有する酒類に対する加算税率を廃止する。

(注)上記の改正は、平成6年5月1日から実施する。

2 ビールの製造免許に係る最低製造数量基準を60kl(現行2,000kl)に引き下げる。

3 その他

酒類製造者が自己の製造場間で行う酒類の移入については全て戻入れ控除の対象とするほか、酒類の製造容器等の検定制度を申告制度に改める等所要の措置を講ずる。

(各 1kl 当たり)

種 類	現 行	改 正 案
清 酒 (アルコール分 15 度)	133,700 円	140,500 円
合 成 清 酒 (アルコール分 15 度)	65,700 円	79,300 円
し ょ う ち ゅ う しょうちゅう甲類 (アルコール分 25 度)	119,800 円	155,700 円
し ょ う ち ゅ う しょうちゅう乙類 (アルコール分 25 度)	70,800 円	102,100 円
ビ ー ル	208,400 円	222,000 円
果 実 酒 類 果実酒	46,300 円	56,500 円
甘味果実酒 (アルコール分 12 度)	85,000 円	98,600 円
ス ピ リ ッ ツ 類 (アルコール分 37 度)	331,400 円	367,300 円
リ キ ュ ー ル 類 (アルコール分 12 度)	85,000 円	98,600 円
雑 酒 発泡酒 (麦芽重量割合が 67%以上のもの)	208,400 円	222,000 円
粉末酒	276,400 円	320,500 円
その他の雑酒 (その他のもの) (アルコール分 12 度)	85,000 円	98,600 円

八 そ の 他

- 1 オリンピック競技大会における優秀な成績を顕彰するものとして財団法人日本オリンピック委員会から交付される一定の金品については、所得税を非課税とする。
(注)上記の改正は、平成 6 年分以後の所得税について適用する。
- 2 雇用保険法等の一部改正により雇用保険制度に新設される雇用継続給付(高年齢雇用継続給付,育児休業給付)については、社会経済情勢の推移等を勘案しつつ検討を加える旨の規定を設けることとした上、所得税を非課税とする。
- 3 寄附金の損金不算入に対する特例等の対象となる特定公益増進法人の範囲に、国際観光振興会、精神障害者社会復帰促進センター、福祉用具の研究開発及び普及の促進に関する法律の指定法人等を加える。
- 4 寄附金の損金不算入に対する特例等の対象となる認定特定公益信託の範囲に、複数の対象業務を目的とする特定公益信託を加える。
- 5 公益法人等の収益事業の範囲から、民間都市開発推進機構が行う都市開発事業に係る不動産販売業等を除外する。
- 6 人工腎臓装置の耐用年数を短縮する。
- 7 個人事業者に係る消費税の確定申告期限の特例措置について、その適用期限を延長する。
- 8 預貯金通帳等に係る印紙税の申告及び納付等の特例の対象となる預貯金通帳等の範囲に貯蓄預金通帳を加える。
- 9 相続財産を贈与した場合の相続税の非課税制度の対象となる法人の範囲に、環境事業団及び一定の専修学校を設置する準学校法人を加える。
- 10 相続財産を拠出した場合の相続税の非課税制度の対象となる認定特定公益信託の範囲に、複数の対象業務を目的とする特定公益信託を加える。
- 11 平成 6 年 4 月 1 日から平成 9 年 3 月 31 日までの間の措置として、課税標準が不動産の価額である土地に係る登録免許税について、課税標準を固定資産課税台帳の登録価格の 100 分の 50 (現行 100 分の 100) とする措置を講ずる。
(注)平成 6 年 4 月 1 日から 2 年間、調整割合を 100 分の 40 とする経過措置を設ける。

九 その他所要の税制の整備を行う

(備考)以上の税制改正による増減収額は、別表のとおりと見込まれる。

(別表)

平成6年度の税制改正(内国税関係)による増減収額試算

(単位:億円)

改正事項	初年度	平年度
1.平成6年分所得税の特別減税	38,430	38,430
2.相続税の負担軽減		
(1)税率構造の緩和	920	1,720
(2)課税最低限の引上げ	140	270
(3)配偶者の負担軽減措置の拡充	410	760
(4)小規模宅地等に係る課税の特例の拡充等	250	470
計	1,720	3,220
3.法人特別税の廃止	3,060	3,150
4.普通乗用自動車に係る消費税の税率の特例の廃止	700	930
小計(1+2+3+4)	43,910	45,730
5.土地・住宅税制の改正		
(1)住宅税制の拡充	70	70
(2)地価税の特例の拡充	80	80
計	150	150
6.租税特別措置の改正		
(1)高度省力化・中小企業機械投資促進税制の適用期限の延長	210	270
(2)租税特別措置の整理合理化等	250	320
計	40	50
7.課税の適正・公平の確保	290	830
8.酒税の税率調整等	1,260	1,340
合計	42,470	43,660

(備考)1.普通乗用自動車に係る消費税の税率の特例の廃止による減収額には,消費譲与税に係るもの(初年度140億円,平年度190億円)を含む。

2.上表のほか,土地の固定資産税評価の適正化等に伴う登録免許税の負担調整として,不動産登記に係る課税標準の特例を創設することによる減収額は4,640億円と見込まれる。

表1 国民所得に対する租税負担率

年 度	国民所得	租 税 負 担 額			負 担 率	
		国 税	地方税	計	国 税	計
	百万円	百万円	百万円	百万円	%	%
昭和9～11年度……	14,372	1,226	629	1,855	8.5	12.9
	億円	億円	億円	億円		
24……………	27,373	6,361	1,424	7,785	23.2	28.4
25……………	33,815	5,702	1,883	7,585	16.9	22.4
30……………	69,733	9,363	3,815	13,178	13.4	18.9
35……………	134,967	18,010	7,442	25,452	13.3	18.9
36……………	160,819	22,269	9,065	31,334	13.8	19.5
37……………	178,933	23,897	10,567	34,464	13.4	19.3
38……………	210,993	27,306	12,129	39,435	12.9	18.7
39……………	240,514	31,592	13,996	45,588	13.1	19.0
40……………	268,270	32,785	15,494	48,279	12.2	18.0
41……………	316,448	36,630	17,686	54,316	11.6	17.2
42……………	375,477	43,946	21,495	65,441	11.7	17.4
43……………	437,209	53,220	25,801	79,021	12.2	18.1
44……………	521,178	64,532	30,902	95,434	12.4	18.3
45……………	610,297	77,732	37,507	115,239	12.7	18.9
46……………	659,105	84,426	42,358	126,784	12.8	19.2
47……………	779,369	103,977	50,044	154,021	13.3	19.8
48……………	958,396	140,473	64,913	205,386	14.7	21.4
49……………	1,124,716	157,544	82,375	239,919	14.0	21.3
50……………	1,239,907	145,043	81,548	226,591	11.7	18.3
51……………	1,403,972	168,020	95,641	263,661	12.0	18.8
52……………	1,557,032	184,341	110,052	294,393	11.8	18.9
		(208,721)		(331,092)	(12.2)	(19.3)
53……………	1,717,785	232,239	122,371	354,610	13.5	20.6
54……………	1,822,066	249,566	140,315	389,881	13.7	21.4
55……………	1,995,902	283,688	158,938	442,626	14.2	22.2
56……………	2,097,489	304,551	173,255	477,806	14.5	22.8
57……………	2,193,918	320,031	186,286	506,317	14.6	23.1
58……………	2,308,057	341,621	198,413	540,034	14.8	23.4
59……………	2,436,089	367,748	214,939	582,687	15.1	23.9
60……………	2,595,898	391,502	233,165	624,667	15.1	24.1
61……………	2,693,947	428,510	246,282	674,792	15.9	25.0
62……………	2,817,375	478,068	272,040	750,108	17.0	26.6
63……………	2,995,894	521,938	301,169	823,107	17.4	27.5
平成元……………	3,202,186	571,361	317,951	889,312	17.8	27.8
2……………	3,429,676	627,798	334,504	962,302	18.3	28.1
3……………	3,589,991	632,110	350,727	982,837	17.6	27.4
4……………	3,599,301	573,964	345,683	919,647	15.9	25.6
5 補正後 ……	3,603,000	586,672	336,748	923,420	16.3	25.6
6 予 算 ……	3,728,000	566,510	331,205	897,715	15.2	24.1

(備考)1 国税には特別会計分及び日本専売公社納付金を含み、平成4年度までは決算額、5年度は補正(第2号)後予算額、6年度は予算額によった。なお、昭和53年度のかっこ内は、年度所属区分の改正による増収額を除外した場合である。

2 地方税は平成4年度までは決算額、5年度及び6年度は見込額である。

表2 直接税及び間接税等の比率

年 度	総 額		直 接 税		間 接 税 等	
		比 率		比 率		比 率
	百万円	%	百万円	%	百万円	%
昭和9～11年度……	1,226	100	427	34.8	799	65.2
	億円		億円		億円	
24……………	6,361	100	3,444	54.1	2,917	45.9
25……………	5,702	100	3,136	55.0	2,566	45.0
30……………	9,363	100	4,811	51.4	4,552	48.6
35……………	18,010	100	9,784	54.3	8,226	45.7
36……………	22,269	100	12,277	55.1	9,992	44.9
37……………	23,897	100	13,815	57.8	10,082	42.2
38……………	27,306	100	15,826	58.0	11,480	42.0
39……………	31,592	100	18,467	58.5	13,125	41.5
40……………	32,785	100	19,416	59.2	13,369	40.8
41……………	36,630	100	21,718	59.3	14,912	40.7
42……………	43,946	100	26,624	60.6	17,322	39.4
43……………	53,220	100	32,826	61.7	20,394	38.3
44……………	64,532	100	41,174	63.8	23,358	36.2
45……………	77,732	100	51,344	66.1	26,388	33.9
46……………	84,426	100	56,559	67.0	27,867	33.0
47……………	103,977	100	70,403	67.7	33,574	32.3
48……………	140,473	100	101,609	72.3	38,864	27.7
49……………	157,544	100	116,497	73.9	41,047	26.1
50……………	145,043	100	100,583	69.3	44,460	30.7
51……………	168,020	100	113,509	67.6	54,511	32.4
52……………	184,341	100	124,985	67.8	59,356	32.2
	(208,721)	(100)	(140,325)	(67.2)	(68,396)	(32.8)
53……………	232,239	100	160,888	69.3	71,351	30.7
54……………	249,566	100	170,827	68.4	78,739	31.6
55……………	283,688	100	201,628	71.1	82,060	28.9
56……………	304,551	100	213,550	70.1	91,001	29.9
57……………	320,031	100	226,446	70.8	93,585	29.2
58……………	341,621	100	242,535	71.0	99,086	29.0
59……………	367,748	100	262,813	71.5	104,935	28.5
60……………	391,502	100	285,170	72.8	106,332	27.2
61……………	428,510	100	313,144	73.1	115,366	26.9
62……………	478,068	100	350,270	73.3	127,798	26.7
63……………	521,938	100	382,228	73.2	139,710	26.8
平成元……………	571,361	100	423,926	74.2	147,435	25.8
2……………	627,798	100	462,971	73.7	164,827	26.3
3……………	632,110	100	463,073	73.3	169,037	26.7
4……………	573,964	100	405,520	70.7	168,444	29.3
5 補正後 ……	586,672	100	412,790	70.4	173,882	29.6
6 予 算 ……	566,510	100	385,950	68.1	180,560	31.9

(備考)1 本表は国税について作成したものであり、その範囲等については前掲表1備考1参照。

2 直接税、間接税等の区分は下記による。

直接税 所得税、法人税、法人特別税、法人臨時特別税、会社臨時特別税、相続税、地価税、富裕税、再評価税、地租、営業収益税、資本利子税、鉱業税、臨時利得税、旧税及び還付税収入
 間接税等 直接税以外のもの

表3 主要経済指標の見通し

1. 国民総生産	平成4年度 (実績)	平成5年度 (実績見込み)	平成6年度 (見通し)	対前年度比増減率	
				平成5年度	平成6年度
	名目・兆円	名目・兆円程度	名目・兆円程度	%程度	%程度
民間最終消費支出	266.4	271.6	282.3	1.9	4.0
民間住宅	22.8	24.7	26.2	8.2	6.3
民間企業設備	83.3	76.4	76.5	8.3	0.1
民間在庫品増加	0.9	1.3	1.7	49.2	32.1
政府支出	80.4	86.0	92.7	6.9	7.8
最終消費支出	43.7	45.5	47.1	4.1	3.6
固定資本形成	36.7	40.5	45.6	10.3	12.5
財貨・サービスの輸出	47.4	43.4	45.1	8.4	3.9
(控除)財貨・サービスの輸入	35.8	32.9	36.0	8.2	9.4
国内総生産	465.4	470.5	488.5	1.1	3.8
(同・実質)	-	-	-	0.2	2.4
国民総生産	470.1	475.1	494.0	1.1	4.0
(同・実質)	-	-	-	0.2	2.6

2. 労働・雇用	平成4年度 (実績)	平成5年度 (実績見込み)	平成6年度 (見通し)	対前年度比増減率	
				平成5年度	平成6年度
	万人	万人程度	万人程度	%程度	%程度
総人口	12,437	12,470	12,500	0.3	0.2
15歳以上人口	10,304	10,390	10,465	0.8	0.7
労働力人口	6,583	6,630	6,675	0.7	0.7
就業者総数	6,437	6,450	6,495	0.2	0.7
雇用者総数	5,141	5,220	5,300	1.5	1.5

3. 生産活動	平成5年度 (実績見込み)	平成6年度 (見通し)
	%程度	%程度
鉱工業生産指数・増減率	4.0	1.8
農林漁業生産指数・増減率	8.0	7.9
国内貨物輸送(トン・キロ)・増減率	2.9	1.5
国内旅客輸送(人・キロ)・増減率	0.5	2.0

4. 物価	平成5年度 (実績見込み)	平成6年度 (見通し)
	%程度	%程度
総合卸売物価指数・騰落率	3.2	0.2
消費者物価指数・騰落率	1.2	1.5

5. 国 際 収 支	平成4年度 (実 績)	平成5年度 (実績見込み)	平成6年度 (見通し)	対前年度比増減率	
				平成5年度	平成6年度
	兆円	兆円程度	兆円程度	%程度	%程度
経 常 収 支	15.6	14.4	13.8	-	-
貿 易 収 支	16.9	15.4	15.0	-	-
輸 出	41.8	38.2	39.6	8.7	3.7
輸 入	24.9	22.8	24.6	8.3	7.9

(備考) 上記諸計数は、現在考えられる内外環境を前提とし、「平成6年度の経済見通しと経済運営の基本的態度」において表明されている経済運営の下で想定された平成6年度の経済の姿を示すものであり、我が国経済は民間活動がその主体をなすものであること、また、特に国際環境の変化には予見し難い要素が多いことにかんがみ、これらの数字はある程度の幅をもって考えるべきである。